

処方箋問題集 第17版 訂正・追記・差替について

■処方箋問題集

2023年7月時点

1	処方箋 9	(変更前) 生年月日 昭和20年5月31日	(変更後) 昭和24年5月31日
		被保険者証・被保険者手帳の記号・番号 (変更前) 231901	(変更後) 23・1901
2	処方箋 12-1	(変更前) ④パタノール点眼液0.1% 2本	(変更後) ④パタノール点眼液0.1% 5ml 2本
3	処方箋 12-2	池袋ケアクリニックの医療機関コード (変更前) 1234567	(変更後) 1345678
		受付日・交付年月日、調剤年月日 (変更前) 4/21(木) ・ 令和4年4月21日	(変更後) 4/13(水)・令和4年4月13日
4	処方箋 14	半錠規格についての追記	(追記) ※ワーファリン錠5mg、ラシックス錠10mg、アモバン錠7.5 7.5mgの半錠規格の薬価収載なし。
		被保険者証・被保険者手帳の記号・番号 (変更前) 15229811	番号のみ (変更後) 1522・9811
5	処方箋 17-1	④の薬剤規格 (変更前) タダラフィルOD錠 2.5mg ZA「トーワ」	(変更後) タダラフィルOD錠5mg ZA「トーワ」
6	処方箋 17-1	被保険者証・被保険者手帳の記号・番号 (変更前) 231・901	番号のみ (変更後) 231901
	処方箋 17-2	患者性別 (変更前) 女	(変更後) 男
7	処方箋 28	被保険者証・被保険者手帳の記号・番号 (変更前) 15229811	(変更後) 1522・9811
8	処方箋 29-1	公費負担医療の受給者番号 (変更前) 202128	(変更後) Q202128

9	処方箋 30	公費負担医療の受給者番号 (変更前) <u>202122</u>	(変更後) <u>Q202122</u>
10	処方箋 30	③④の服用時点 (変更前) ③朝食後 毎食前 ④朝食後 朝食後	左記、下線部「朝食後」を削除 (変更後) ③毎食前 ④朝食後
11	記載要領 P6	コード 21 の略号 (変更前) 後半	(変更後) 高半
12	記載要領 P14	【2022/9/30 まで】 オ「薬学管理料」欄について (ア) ① ①調剤管理料の加算である重複投薬・相互作用等防止加算、調剤管理加算又は電子的保健医療情報活用加算を算定した場合は、該当するものの名称及びその回数をそれぞれ記載すること。	【2022/10/1 以降】 ▼下線部の名称を変更 ①調剤管理料の加算である重複投薬・相互作用等防止加算、調剤管理加算又は医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定した場合は、該当するものの名称及びその回数をそれぞれ記載すること。
13	記載要領 P29	<u>14</u> 加算料 (変更前) 薬剤調製料及び調剤管理料の休日加算 (24+28) × 1.4 = 72.8 → 73 点 (四捨五入)	(変更後) <u>薬剤調製料の休日加算</u> (24) × 1.4 = 33.6 → 34 点 (四捨五入) <u>調剤管理料の休日加算</u> (28) × 1.4 = 39.2 → 39 点 (四捨五入)

■解答・解説・レセプト

1	解答・解説 1	③ (外用薬) の薬価及び点数計算 ナゾネックス点鼻液 (変更前) <u>111 × 1 = 111</u> 点数化 (単位薬剤料) <u>111 ÷ 10 = 11.1 → 11</u>	(変更後) <u>1114.7 × 1 = 1114.7</u> 点数化 (単位薬剤料) <u>1114.7 ÷ 10 = 111.47 → 111</u>
2	解答・解説 2	ポイント解説内 2つめの★ (変更前) ★薬剤料 <u>12 点</u> (単位薬剤料)	(変更後) ★薬剤料 <u>4 点</u> (単位薬剤料)
3	解答・解説 7-1	薬学管理料 (変更前) ※新患/手帳なし	(変更後) ※新患/ <u>手帳あり</u>

4	解答・解説 8	ポイント解説内 (変更前) 調剤管理料 50点	(変更後) 調剤管理料 4点
5	解答・解説 9	出題ポイント (変更前) ◎自家製剤加算・計量混合調剤加算・時間外等加算の復習	(変更後) ◎計量混合調剤加算
6	解答・解説 12-2	受付日 (変更前) 4/21 (木)	(変更後) <u>4/13 (水)</u>
7	解答・解説 13-1	ポイント解説内、下から2番目の● (変更前) ●定薬剤管理指導加算 1	(変更後) ● <u>特定薬剤管理指導加算 1</u>
8	解答・解説 15-2	解説 表内 請求点・調剤基本料の合計 (変更前) 調剤基本料 66点 請求点 555点	(変更後) 調剤基本料 <u>81点</u> 請求点 <u>591点</u>
9	解答・解説 17-1	④の薬剤規格 (変更前) タダラフィルOD錠 2.5mg ZA「トーフ」	(変更後) タダラフィルOD錠 <u>5mg ZA「トーフ」</u>
10	解答・解説 18-2	解説 表内 調剤基本料の合計 (変更前) 109点	(変更後) 124点
11	解答・解説 20	解説 表内 薬剤調製料・薬剤料等欄及び請求点 (変更前) ①薬剤調製料 24点 薬剤料×投与日数 9点×14日	(変更後) ①薬剤調製料 24点 薬剤料×投与日数 9点×14日 <u>計量混合調剤加算 45点</u>
		解説 表内 請求点 (変更前) 5459点	(変更後) <u>5504点</u>
12	レセプト 20	アルタット細粒 20% ピオスミン配合散 の加算料欄に追記	(変更後) <u>計</u> 45
		請求点の合計 (変更前) 請求点 5459点	(変更後) 請求点 5504点
13	解答・解説 22	①の薬剤名 (変更前) <u>ジメモルファンリン酸塩散 10%「TCK」</u>	(変更後) <u>ジメモルファンリン酸塩錠 10mg「TCK」</u>

14	解答・解説 23	ポイント解説内 (変更前) 薬 A→45 点	(変更後) 薬 C→59 点
15	レセプト 23	摘要欄への追記 クレストール錠mg～	(変更後) クレストール錠 2.5mg
16	レセプト 24	ヘパフラッシュ 10 単位の服用方法に追記 (変更前) 1日1回	(変更後) 1日1回1筒
17	解答・解説 26	ポイント解説内 (変更前) 外支2	(変更後) 支 B
18	レセプト 29	公費分点数欄の合計 (変更前) <u>1874</u> (変更前) <u>684</u> (変更前) <u>204</u>	調剤管理料分を加算 (変更後) <u>1934</u> (変更後) <u>744</u> (変更後) <u>264</u>

■薬価リスト

1	「し」行	薬剤名・単位・薬価 (変更前) ジメモルファンリン酸塩散10%「TCK」 1g 30.10円	(変更後) <u>ジメモルファンリン酸塩錠10mg「TCK」</u> <u>1錠 5.70円</u>
2	「た」行	④の薬剤規格と薬価 (変更前) タダラフィルOD錠 2.5mg ZA「トーワ」 40.90円	(変更後) タダラフィルOD錠 <u>5mg ZA「トーワ」</u> <u>58.90円</u>
3	内服薬 「と」	ふりがな「と」の開始位置 (変更前) 「と」→ <u>ドネペジル塩酸塩 OD 錠 5mg「サワイ」</u>	(変更後) 「と」→ <u>トウキ</u>

以上

処方箋問題集 第17版 一部改正における変更

保医発0928第1号（令和4年9月28日）より、「診療報酬請求書の記載要領等について」等の一部改正が行われました。処方箋問題集第17版に、下記の変更がございます。お手数ですが、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

■処方箋問題集

2022年9月30日更新

	ページ	誤	正
1	P14	<p>才「薬学管理料」欄について（ア）①</p> <p>①調剤管理料の加算である重複投薬・相互作用等防止加算、調剤管理加算又は<u>電子的保健医療情報活用加算</u>を算定した場合は、該当するものの名称及びその回数をそれぞれ記載すること。</p>	<p>▼下線部の名称を変更</p> <p>①調剤管理料の加算である重複投薬・相互作用等防止加算、調剤管理加算又は<u>医療情報・システム基盤整備体制充実加算</u>を算定した場合は、該当するものの名称及びその回数をそれぞれ記載すること。</p>

処方箋問題集 第17版

令和5年3月27日（保医発0327号第9号）の「診療報酬請求書の記載要領等について」等の一部改正に伴い、処方箋問題集（第17版）に、下記の追記がございます。お手数ですが、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

◎処方箋問題集 調剤報酬明細書の記載要領◎

▶P13（26）のウ（ア）に下線部を追記

ウ「調剤基本料」欄について

（前文省略）また、記載した点数の上部に該当する調剤基本料及びその加算等について、名称を記載すること。さらに、在宅患者調剤加算を算定した場合は名称及びその回数を記載すること。

ただし、令和5年12月31日までの間に地域支援体制加算1、地域支援体制加算2、地域支援体制加算3若しくは地域支援体制加算4における特例の点数を算定する場合は、地域支援体制加算1（特）、地域支援体制加算2（特）、地域支援体制加算3（特）、地域支援体制加算4（特）を名称として記載すること。

なお、「公費①」及び「公費②」の項の記載については、(28)のウを参照すること。

▶P14（26）のオ（ア）に追記

オ「薬学管理料」欄について

①調剤管理料の加算である重複投薬・相互作用等防止加算、調剤管理加算又は医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定した場合は、該当するものの名称及びその回数をそれぞれ記載すること。ただし、令和5年12月31日までの間に医療情報・システム基盤整備体制充実加算1における特例の点数を算定する場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（特）の名称及びその回数を記載する。